



みくには
ハートに愛

9月に入り、まだまだ暑い日が続きますが、朝晩は涼しい日もあり、少しずつ秋の訪れを感じられるようになってきました。夏の疲れが出やすい時期になりますので、体調には十分お気をつけてお過ごしください。

2022年9月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



～ 受けさせっぱなしはNG！～ 健康診断有所見者へは 「受診勧奨」を！

◆事業者にもメリットの多い「受診勧奨」

健康診断、「受けさせっぱなし」になってはいませんか？

「要再検査」「要精密検査」「要医療」など有所見と判定された労働者に対して、事業者は、「二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である」とされています（厚生労働省「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」）。

この受診勧奨をしなかったために企業が安全配慮義務違反に問われた事件もあり、注意を要します。

また、病気が重症化する前に医療機関を受診すれば、労働者の健康リスクは低減されます。労働者に、健康に長い間働き続けてもらうことができれば、企業の生産性向上、ひいては業績向上にもつながるでしょう。

近時は個人情報保護やプライバシーの観点から受診勧奨を行わない企業も多いようですが、ぜひ積極的に行いたいものです。

◆医師等からの意見聴取

受診勧奨の他にも健康診断の事後措置として、異常の所見があると診断された労働者については、事業者は医師等の意見を聴かなければなりません。

労働者数が50人未満の事業場の場合、地域産業保健センターでは無料（利用回数に制限があります）で医師の意見聴取や面接指導を受け

ることができます。

◆受診勧奨の方法

口頭で医療機関の受診を促すこともありますが、受診勧奨は、一般的には文書で行うことが多いようです。

受診勧奨文書の例がウェブサイト等で公開されていますので、参考にして作成するとよいでしょう。

※協会けんぽのホームページに受診勧奨文書例が掲載されています。

◆勧奨しても受診しない労働者がいる場合の対応

受診勧奨を行っても、労働者が受診しないということも考えられます。

安全配慮義務の観点からは、万が一に備え、企業が義務履行のために最善を尽くしていたという証拠を残しておくことが大切です。

たとえば、企業がどのような受診勧奨を行ったのか、それに対し労働者がどのような理由で受診を拒否したのか、記録しておくことなどが考えられるでしょう。

《参考リンク》厚生労働省 受診勧奨について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098591.html>

雇用保険料率変更について

令和4年10月1日からの雇用保険料率は下記のとおりとなります。

○ 令和4年10月1日～令和5年3月31日

	労働者負担	事業主負担
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000

※今月の「税務と労務の手続 提出期限」はお休みです。